

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6058211

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	ASSIGNMENT
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
HIROSHI WAKUDA	11/17/2017
KAZUNARI TAKAHASHI	11/17/2017
ATSUSHI GOTO	11/17/2017
RYUICHIRO YASUHARA	11/17/2017
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	ALPS ALPINE CO., LTD.
Street Address:	1-7, YUKIGAYA-OTSUKAMACHI, OTA-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	145-8501
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	16846854
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)797-8188
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	202 797 4181
Email:	IPUSA@IPUSAPAT.COM, ips@itohpat.co.jp
Correspondent Name:	IPUSA, P.L.L.C
Address Line 1:	1054 31ST STREET, N.W.
Address Line 2:	SUITE 400
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20007
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	17AS-021D2
NAME OF SUBMITTER:	YOSHIE JONES
SIGNATURE:	/Yoshie Jones/
DATE SIGNED:	04/13/2020
Total Attachments: 24	
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page1.tif	
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page2.tif	

source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page3.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page4.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page5.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page6.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page7.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page8.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page9.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page10.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page11.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page12.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page13.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page14.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page15.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page16.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page17.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page18.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page19.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page20.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page21.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page22.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page23.tif
source=17AS-021D2CombinedDeclaration_Assignment#page24.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Tadashige Itoh, a Patent Attorney of Tokyo, Japan having my office at 16th Floor, Marunouchi MY PLAZA (Meiji Yasuda Seimei Building), 1-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 Japan do solemnly and sincerely declare that the English-language translation(s) in the attached document(s) is correct, true and faithful translation(s) to the best of my knowledge and belief.

Dated April 10, 2020



Tadashige Itoh

Patent Attorney

ITOH International Patent Office

16th Floor, Marunouchi MY

PLAZA (Meiji Yasuda Seimei

Building), 1-1, Marunouchi

2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

100-0005 Japan

COMBINED DECLARATION AND ASSIGNMENT**特許出願宣言書及び譲渡証**

本譲渡証は、(1) _____、及び(2) _____ に
居所を有する、
(1) _____、及び(2) _____ (以下、譲渡人)
によるものであり、

譲渡人は、既に出願された、又は、本譲渡証と同時に署名
される米国特許証のための特許出願に記載された以下の
発明の名称を有する発明をなし：

(出願番号： _____、
出願日： _____)、

一方、 _____ に営業所を有する、
_____ (以下、譲受人) は、上記
発明及び米国特許証のための上記出願、及びそこから得
られる全ての米国特許証に関する全ての権利、権原、及
び利益の取得を希望し、

そのためここに、受領を確認した5ドル及び有効にして
価値ある他の対価と引き換えに、譲渡人は、譲受人なら
びにその承継人、法定代理人及び(更なる)譲受人に対
して、上記発明及び特許証のための上記出願、及び上記
特許出願の全ての直接的及び間接的な分割出願、継続出
願、継続審査及び一部継続出願、それらに基づく合衆国
及びあらゆる全ての外国において付与される全ての特
許証、当該特許証の再発行、再審査及び延長についての
全ての権利、権原及び利益と、工業所有権保護に関する
国際条約上の全ての権利とを、本譲渡が実施されなかつ
た場合に譲渡人が保持・享受したであろう場合と完全に
同様に、特許証の存続期間及び/又は延長期間が満了す
るまでの間、譲受人自らの使用及び利益のために、また
その承継人、法定代理人及び(更なる)譲受人の使用及
び利益のために譲受人により保持・享受されるように、
売却、譲渡、移転、設定しており、本書面によりこれを
証する。

更に、同一の対価に対し、本書面の署名及び交付にあたり、
譲渡人は、法律に基づき譲受人に対して発生する及
び/又は既に譲受人に移転された全ての権利、権原及び
利益を除き、譲渡人は上記発明及び特許証のための上記

THIS ASSIGNMENT, by (1) Hiroshi WAKUDA, (2)
Kazunari TAKAHASHI, (3) Atsushi GOTO and (4)
Ryuichiro YASUHARA, (hereinafter referred to as
"Assignors"), residing at (1) Miyagi, Japan, (2) Miyagi,
Japan, (3) Miyagi, Japan and (4) Miyagi, Japan,
respectively;

WHEREAS, Assignors have made an invention entitled:

**INPUT DEVICE AND METHOD FOR
CONTROLLING INPUT DEVICE,**

(Application No. _____,
filed _____)

set forth in a patent application for Letters Patent of the
United States, either previously filed or executed
concurrently herewith; and

WHEREAS, ALPS ELECTRIC CO., LTD. (hereinafter
referred to as "Assignee"), having offices at 1-7,
Yukigaya-otsukamachi, Ota-ku, Tokyo, 145-8501,
JAPAN, is desirous of acquiring the entire right, title and
interest in and to said invention and said application for
Letters Patent of the United States, and in and to any
Letters Patent of the United States to be obtained
therefor and thereon;

NOW, THEREFORE, in consideration of Five Dollars
(\$5.00) and other good and sufficient consideration, the
receipt of which is hereby acknowledged, Assignors
have sold, assigned, transferred and set over, and by
these presents do sell, assign, transfer and set over, unto
Assignee, its successors, legal representatives and
assigns, the entire right, title and interest in and to the
above-mentioned invention and application for Letters
Patent, and in and to any and all direct and indirect
divisions, continuations, continued prosecutions, and
continuations-in-part of said application, and any and all
Letters Patent in the United States and all foreign
countries which may be granted therefor and thereon,
and reissues, reexaminations and extensions of said
Letters Patent, and all rights under the International
Convention for the Protection of Industrial Property, the
same to be held and enjoyed by the Assignee, for its own
use and benefit and the use and benefit of its successors,
legal representatives and assigns, to the full end of the
term or terms for which Letters Patent may be granted
and/or extended, as fully and entirely as the same would
have been held and enjoyed by Assignors, had this sale
and Assignment not been made;

AND for the same consideration, Assignors hereby

出願についての全ての権利、権原及び利益の唯一の法的所有者であり、それは妨げられるものではなく、更に、譲渡人は当該発明及び特許証のための出願を本譲渡証に記載された方法により売却及び移転することができる有効にして完全な権利及び法的な権威を有することを、譲受人及びにその承継人、法定代理人及び（更なる）譲受人に対して表明し、保証する。

更に、同一の対価に対し、譲渡人は、譲受人の代理人又はその承継人、法定代理人及び（更なる）譲受人の代理人が求めるときは、譲受人ならびにその承継人、法定代理人及び（更なる）譲受人に対して費用を請求することなく、上記発明に関する全ての特許証及び特許証のための出願の獲得、維持、行使及び防衛のために必要な全ての書類に署名し、全ての法的な誓約をし、全ての必要な行為を実行すること、限定されない一例としてインターフェアレンス手続きを含む上記発明、又は特許証のための上記特許出願に関連する全ての手続、又は上記発明についての全ての国の全ての特許証又は上記発明に関する特許証のための出願に関する全ての手続は合法で望ましいこと、特許証のための全ての出願の全ての分割出願、継続出願、継続審査又は一部継続出願、又は全ての特許証の全ての再発行出願、再審査又は延長は合法で望ましいことを、譲渡人は譲受人ならびにその承継人、法定代理人及び（更なる）譲受人に対して約束及び同意する。

譲渡人はここに、譲受人並びにその承継人、法定代理人及び（更なる）譲受人による単独での使用及び利益のため、上記発明及び上記発行される特許証の譲受人として上記米国特許証を譲受人宛に発行することを、米国特許商標庁長官に要請する。

譲渡人は本書類を米国特許商標庁へ登録するための規則に従うために必要な又は望ましい更なる特定のための情報を本譲渡証に挿入する権限を以下のものに与える；カスタマーナンバー77464に関連づけられている全ての有資格者。

譲渡人は、本発明がなされた時点において当該発明を譲受人へ譲渡する義務があったことを認める。

私/我々は以上の証として以下の適切な欄に署名を行う。

represent and warrant to Assignee, its successors legal representatives and assigns, that, at the time of execution and delivery of these presents, except for any rights, titles, and or interests that have arisen to Assignee under the law or that have already been transferred to Assignee, Assignors are the sole and lawful owners of the entire right, title and interest in and to said invention and application for Letters Patent above-mentioned, and that the same are unencumbered and that Assignors have good and full right and lawful authority to sell and convey the same in the manner herein set forth;

AND for the same consideration, Assignors hereby covenant and agree to and with Assignee, its successors, legal representatives and assigns, that Assignors will sign all papers and documents, take all lawful oaths, and do all acts necessary or required to be done for the procurement, maintenance, enforcement and defense of any Letters Patent and applications for Letters Patent for said invention, without charge to Assignee, its successors, legal representatives, and assigns, whenever counsel of Assignee, or counsel of its successors, legal representatives and assigns shall advise; that any proceeding in connection with said invention, or said patent application for Letters Patent, or any proceeding in connection with any Letters Patent or applications for Letters Patent for said invention in any country, including but not limited to interference proceedings, is lawful and desirable; or, that any division, continuation, continued prosecutions, or continuation-in-part of any application for Letters Patent, or any reissue, reexamination or extension of any Letters Patent, to be obtained thereon, is lawful and desirable;

AND Assignors hereby request that the Director of the United States Patent and Trademark Office issue said Letters Patent of the United States to Assignee, as Assignee of said invention and the said Letters Patent to be issued thereon, for the sole use and benefit of Assignee, its successors, legal representatives and assigns;

AND Assignors hereby grant the following individuals the power to insert on this Assignment any further identification which may be necessary or desirable in order to comply with the rules of the United States Patent and Trademark Office for recordation of this document: All practitioners associated with the Customer Number 77464.

AND Assignors acknowledge an obligation of assignment of this invention to Assignee at the time the invention was made.

IN TESTIMONY WHEREOF, I/WE have set our hand(s) in the appropriate space below.

宣言書

下記発明者である私は、以下を宣言します。

本宣言は、以下を対象とする：

- 添付の出願、あるいは
 - 米国出願番号又は PCT 国際出願番号
- _____ として、
_____ の日に提出された出願。

上記の出願は私自身、あるいは私が権限を授与したのものによって行われたものです。

私は本出願に記載の発明に関する原初の発明者、あるいは原初の共同発明者です。

本宣誓書において故意に虚偽の申し立てを行った場合は 18 U.S.C. 1001 により、罰金あるいは最高五(5)年の禁固刑、あるいはその両方による罰則の対象となることを承知しています。

Declaration

As a below named inventor, I hereby declare that:

This declaration is directed to:

- The attached application, or
- United States application or PCT international application number

filed on _____

The above-identified application was made or authorized to be made by me.

I believe that I am the original inventor or an original joint inventor of a claimed invention in the application.

I hereby acknowledge that any willful false statement made in this declaration is punishable under 18 U.S.C. 1001 by fine or imprisonment of not more than five (5) years, or both.

注：本書面に必要な情報やサインは英語右欄のみに記入。日本語左欄は英語原本理解のための参考情報。

Note: Insert the necessary information and signature for this form in the English column only. The Japanese column is reference information to aid understanding of the English.

Date (日付): 11/17/2017
 Legal Name of Inventor (発明者氏名): Hiroshi WAKUDA
 Signature (発明者署名): Hiroshi Wakuda

Date (日付): 11/17/2017
 Legal Name of Inventor (発明者氏名): Kazunari TAKAHASHI
 Signature (発明者署名): Kazunari Takahashi

Date (日付): 11/17/2017
 Legal Name of Inventor (発明者氏名): Atsushi GOTO
 Signature (発明者署名): Atsushi Goto

Date (日付): 11/17/2017
 Legal Name of Inventor (発明者氏名): Ryuichiro YASUHARA
 Signature (発明者署名): Ryuichiro Yasuhara

[Partial English Translation of Official Document Certifying Name Change]

Certification of Current Record

1-7, Yukigaya-otsukamachi, Ota-ku, Tokyo
ALPS ALPINE CO., LTD.

Corporate Registration No.	0108-01-000723	
Corporate Name	<u>ALPS ELECTRIC CO., LTD.</u>	
	ALPS ALPINE CO., LTD.	1/1/2019 Changed
		1/7/2019 Registered
Head Office	1-7, Yukigaya-otsukamachi, Ota-ku, Tokyo	
Publicity Method	Performed in an electronic public notice. http://www.alpsalpine.com/j/ir/announce.html However, it is performed in Nihon Keizai Newspaper when the electronic public notice is impossible due to an accident or any other reason.	1/7/2019 Changed
		1/7/2019 Registered
Corporate Establishment Date	11/1/1948	

[Translation omitted]

This document certifies all of the items registered at the Corporate Registry.

1/21/2019
Tokyo Legal Affairs Bureau Jyo-nan Branch
Registrar: Akira Takano (Seal)

現在事項全部証明書

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社

会社法人番号	0108-01-000723	
商号	アルプス電気株式会社	
	アルプスアルパイン株式会社	平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
本店	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	
公告をする方法	電子公告により行う https://www.alpsalpine.com/j/ir/announce.html 事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成31年 1月 7日変更 平成31年 1月 7日登記
	会社成立の年月日	昭和23年11月1日
目的	<p>当会社は次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびそれと相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売 2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売 3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売 4. 録音・録画および同再生装置ならびに音響機械器具の製造販売 5. 自動車用および事務用電子応用機械器具の製造販売 6. 送信および受信用電気機械器具の製造販売 7. ソフトウェアの開発・販売および輸出入ならびに情報処理サービスの提供 8. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸 9. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾 10. 厚生、医療、スポーツ、教養、娯楽に関する施設の運営ならびにこれらに関する事業 11. 運輸・倉庫業およびこれらに関連するサービス業 12. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関する事業 13. 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記</p>	

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社

単元株式数	100株	平成17年 8月 1日変更 平成17年 8月 1日登記
発行可能株式総数	5億株	平成15年 6月27日変更 平成15年 7月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2億1928万1450株	平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
資本金の額	金387億3030万5004円	平成28年 3月31日変更 平成28年 4月12日登記
株主名簿管理人の 氏名及び名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成17年10月 1日変更	平成17年10月 3日登記
役員に関する事項	取締役 栗山年弘	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役 米谷信彦	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役 木本隆	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役 遠藤浩一	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役 氣賀洋一郎	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役 木下聡	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	(社外取締役)	平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等 委員 梅原潤一	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等 委員 前田眞二	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記

整理番号 ア229364

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/19

PATENT

REEL: 052533 FRAME: 0158

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
 アルプスアルパイン株式会社

	取締役・監査等委員 飯田 隆 (社外取締役)	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等委員 長谷川 聡子 (社外取締役)	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等委員 中矢 一也 (社外取締役)	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等委員 東 葭 葉子 (社外取締役)	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	東京都江東区豊洲三丁目6番5-3210号 代表取締役 栗山年弘	平成31年 1月 7日就任 平成31年 1月 7日登記
	福島県いわき市中央台鹿島一丁目22番地の9 代表取締役 米谷信彦	平成31年 1月 7日就任 平成31年 1月 7日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	平成30年 6月22日重任 平成30年 7月20日登記 平成30年 7月 1日新日本有限責任監査法人の名称変更 平成30年 7月20日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成31年 1月 1日設定 平成31年 1月 7日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。 平成28年 6月23日変更 平成28年 7月28日登記	
支 店	1 大阪府吹田市泉町三丁目18番14号	

新株予約権	<p>アルプス電気株式会社第1回新株予約権 新株予約権の数 230個</p> <p>平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 2万3000株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。</p> <p>なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少し、資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることとなる条件として株式分割が行われる場合、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。</p> <p>平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨</p> <p>各新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり141,500円（1株当たり1,415円）とする。</p> <p>なお、当該価額は、新株予約権の公正価格であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成26年7月29日から平成26年7月28日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株</p>
-------	--

予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年 7月28日発行

平成26年 8月20日登記

アルプス電気株式会社第2回新株予約権
新株予約権の数
104個

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月23日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万400株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割÷株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ジョーリス・モデル
に基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額
であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社
に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものと
する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権
を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額
を1割とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月27日から平成67年7月26日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員いずれの
地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目か休日や当たる場合
には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が
分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社
となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会
で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がな
された場合）、当該承認日の翌日から30日以内を限り新株予約権を行使
できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項を定めて新株
予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の正当な数の全部を一括して
行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

平成31年 1月 1日変更 平成31年 11月 7日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認され
た場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することがで
きる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得につい
て当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株
式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当
社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設
ける定款の変更承認の議案

平成27年 7月24日発行

平成27年 9月18日登記

アルプス電気株式会社第3回新株予約権

新株予約権の数
226個

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 2万2600株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当を受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月22日から平成68年7月21日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日となる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年 7月21日発行

平成28年 8月29日登記

アルプス電気株式会社第4回新株予約権

新株予約権の数
160個

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万6000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日に株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月25日から平成69年7月24日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日となる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間限り新株予約権を行使できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の対価個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成29年 7月24日発行

平成29年 8月16日登記

アルプス電気株式会社第5回新株予約権
新株予約権の数
190個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万9000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日に株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整が必要となる場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・シンジケート・システム（以下「システム」という。）に基づき算出した金額とする。なお、当該金額は、新株予約権の公定価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、払込を受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債権とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月26日から平成70年7月25日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成30年 7月28日発行

平成30年 8月28日登記

アルプスアルパイン株式会社第6回新株予約権

新株予約権の数

78個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 5304株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は68株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割÷株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年1月1日から平成66年8月5日までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成31年1月1日発行

平成31年1月7日登記

アルプスアルパイン株式会社第7回新株予約権
新株予約権の数

68個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 4624株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は68株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨て

るものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年1月1日から平成67年8月4日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から30日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案のときは、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成31年 1月 1日発行

平成31年 1月 9日登記

アルプスアルパイン株式会社第8回新株予約権

新株予約権の数

277個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万5436株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は68株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の原式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数に於いて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることと並条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額

を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
平成31年1月1日から平成68年7月19日までとする。
新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非常務執行取締役・監査
等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以
内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行
使することができる。
②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が
分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社
となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総
会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議が
なされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使
できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す
る事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場
合を除くものとする。
③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して
行使するものとする。
④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認さ
れた場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することがで
きる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に
ついて当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承
認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類
の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式に
ついて当社が株主総会の決議によってその全部を取得することにつ
いての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成31年 1月 1日発行
平成31年 1月 7日登記

アルプスアルパイン株式会社第9回新株予約権
新株予約権の数
172個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
普通株式 1万1696株
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の
目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は68株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社
が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。
以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式に
より付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権
のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数につ

いて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年1月1日から平成69年7月20日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案のとき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成31年 1月 1日発行

平成31年 1月 17日登記

アルプスアルパイン株式会社第10回新株予約権

新株予約権の数

160個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万880株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」とし、）は68株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」といふ。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割増を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額

	<p>を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成31年1月1日から平成70年7月23日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。</p> <p>③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。</p> <p>④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得は、<u>ついて当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</u></p> <p>⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>	<p>平成31年 1月 1日発行</p> <p>平成31年 1月 7日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>監査等委員会設置会社に関する事項</p>	<p>監査等委員会設置会社 平成28年 6月23日設定</p>	<p>平成28年 7月28日登記</p>
<p>重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項</p>	<p>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある。</p> <p>平成28年 6月23日設定</p>	<p>平成28年 7月28日登記</p>

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社

会計監査人設置会
社に関する事項

会計監査人設置会社

平成18年 7月12日登記

特
許
公
報

特
許
公
報

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

平成31年 1月21日
東京法務局城南出張所
登記官

高 野 晃



整理番号 ア229364

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

19/19